

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和4年7月26日 4農政第185号農政部長通知

(改正) 令和8年3月16日 7農政第445号農政部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内の事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図るため、県内農業関係事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備の更新及び再生可能エネルギー設備の新設（以下「更新等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおり定める。

(1) 県内事業者

県内に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。

(2) 省エネ設備

省エネルギー効果の高い設備をいう。

(3) 再エネ設備

再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。

(4) 太陽光発電システム

太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

(5) みどり認定

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画及び同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をいう。

(交付対象者)

第3条 本事業の交付の対象となる者は、県内事業者のうち、省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業経営体（主たる業種が農業(きのこ（しいたけ、なめこ、くりたけ、ぬめりすぎたけ、やまぶしたけを除く）の菌床栽培を含む）・畜産業・水産養殖業)
- (2) 農業協同組合（漁業協同組合を含む)
- (3) 土地改良区及び土地改良区連合
- (4) 県域農業関係団体

- (5) (1)から(4)に掲げる者以外の者であって、第1条の趣旨を達成するために知事が特に
適当と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。
- (1) 県税の滞納がある者
 - (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者
 - (4) 令和7年度補正予算により県が交付する「エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）」、「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請している又は申請する予定がある者
 - (5) その他知事が適当でないとする者

（交付対象事業等）

第4条 本事業の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付対象者が、より高効率な環境対応設備への更新等を行うことにより、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図ろうとする次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、申請にあたってコースを選択するものとする。

(1) 基本コース

前条第1項第1号に規定する該当する交付対象者（水産養殖業者を除く。）にあつては、みどり認定を受けていること又は事業完了までに申請すること。それ以外の交付対象者にあつては、環境にやさしい農業に関する取組を行うこと

(2) 促進コース

基本コースの要件に加え、次の要件を満たすこと

ア 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）（第5次計画期間）を県に提出している又は事業完了までに提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）

イ 長野県SDGs推進企業登録制度における登録を行っている又は事業完了までに行うこと

- 2 補助事業は、県内において実施することとし、補助事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備（以下「取得財産等」という。）を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにすること。
- 3 国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受けた事業については、補助金の交付対象としないものとする。

(補助対象設備、補助対象経費、補助率、下限額及び上限額)

第5条 補助事業において、更新等の補助対象となる環境対応設備、補助対象経費、補助率、下限額及び上限額は、別表のとおりとする。

2 補助対象となる環境対応設備に含まれる詳細な設備種別は、対象設備一覧表で別に定める。ただし、やむを得ない理由により、対象設備一覧表に含まれない規格の設備への更新等を行う場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

3 補助対象経費は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認められたもの、かつ令和8年3月16日から令和9年1月8日までに更新等の発注、納品、検収、支払が完了した経費とする。

(1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）

(2) 工事費（補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）

(3) 処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

(1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費

(2) 中古の設備の導入に係る経費

(3) 諸経費（リース料、保証料等）

(4) 消費税及び地方消費税

(5) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(事業計画の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して知事に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）及びその添付書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 承認申請者は、やむを得ない理由により前項第1号に掲げる書類を提出できない場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

3 第1項の承認を受けてから次条第1項の交付申請までの間に、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）により知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、第9条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。

(交付の申請)

第7条 前条第1項の承認を受け、補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次項の補助金交付申請書を知事に提出することにより、交付申請を行うものとする。

2 規則第3条に規定する申請書は、交付申請書（様式第3号）とする。

- 3 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、申請書の收受日の順にその内容を審査の上、適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上増減しないもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、事業実施主体が法的団体以外の場合など、競争入札に付し難い場合は、複数の業者からの見積もりを徴取するなど、適正な事業費による執行に向けた取組を行うものとする。
- (4) 補助対象経費に関して、国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 促進コースの補助事業者は、令和8年度に、同年度を初年度とする特定期間に係る事業活動温暖化対策計画を提出すること。
- (6) 促進コースの補助事業者は、補助事業終了後の令和9年度から令和11年度までの毎年7月末日までに、事業活動温暖化対策計画書制度の定めに従い、ヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出すること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱、その他法令及び条例の規定を遵守すること。
- (8) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

（内容の変更等）

第10条 第9条第1項第1号の規定による変更承認の申請又は同項第2号の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（申請の取下げ）

第11条 交付申請者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 交付申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（事前着手）

第12条 交付申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第6条第1項の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

- 2 交付申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第14条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の1月8日のいずれか早い日までに、知事に事業実績報告書（様式第9号）により、規則第12条第1項に規定する報告を行うものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真
 - (2) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類）
 - (3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理票

(マニフェストD票)の写し、フロン引取証明書の写し(フロン類が含まれる業務用設備を撤去した場合に限る。)及び家電リサイクル券の写し(家庭用エアコン又は家庭用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。))、又はそれに代わる書類等

(4) 導入した設備の保証書の写し

(5) 促進コースの補助事業者にあつては、以下の2点の書類

ア 県に提出した事業活動温暖化対策計画書(第5次計画期間)の写し

イ 長野県SDGs推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県SDGs推薦企業登録申請書(長野県SDGs推薦企業登録制度実施要綱様式第1号)の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 第19条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を求められたときは、規則第17条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(取得財産等の管理)

第18条 補助事業者は、取得財産等を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従つて効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内にあるは、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第11号）を備え、管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第12号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

（帳簿の整備）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

附 則（令和8年3月16日7農政第445号）

- 1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

コース	補助対象となる環境対応設備（設備区分）	助成率	下限額	上限額
基本 コース	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備（空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）、その他事業に関する知事が認める設備）の更新 	1/2 以内 発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内	50 万円	500 万円
促進 コース	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ設備（発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備）の新設 	3/4 以内 発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内	—	1,500 万円

※補助対象となる環境対応設備（設備区分）に含まれる詳細な設備種別は、対象設備一覧表で別に定める。

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。